

伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項の規定に基づき市が行う介護予防・日常生活支援総合事業について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、指針及び通知の例による。

（事業の内容）

第3条 市長は、伊丹市介護予防・日常生活支援総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行うことができる。

(1) 第1号事業

- ア 第1号訪問事業
- イ 第1号通所事業
- ウ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(事業に要する費用の額)

第4条 省令第140条の63の2第1項第1号イ又は同条同項第3号イの規定により市が定める第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)の規定により10円に伊丹市の地域区分における訪問介護又は通所介護の割合をそれぞれ乗じて得た額に別表に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 省令第140条の63の2第1項第1号ロ又は同条同項第3号ロの規定により市が定める第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)の規定により10円に伊丹市の地域区分における介護予防支援事業の割合を乗じて得た額に別表に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

3 前2項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、当該事業に要する費用の額の算定に関する基準は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)及び平成30年介護報酬改定前の指定介護予防サービスに関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)を準用する。

(支給費の額)

第5条 第1号事業支給費の額(第1号介護予防支援事業に係るものを除く。以下、第2項及び第3項において同じ。)は、前条(第2項を除く。)の規定により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事

業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

2 法第59条の2第1項本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号支給費について第1項を適用する場合においては、同条第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 第1号事業支給費の額(第1号介護予防支援事業に係るものに限る。)は、前条(第1項を除く。)の規定により算定した費用の額の100分の100に相当する額とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第6条 第1号事業支給費に係る支給限度額は、介護予防サービス費等に係る支給限度額の例による。

2 前項の支給限度額を算定する場合においては、省令第140条の62の4第2号に掲げる第1号被保険者は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する居宅要支援被保険者とみなす。ただし、当該第1号被保険者に係る支援の必要の程度を勘案して特に必要と認められるときは、同項第2号に規定する要支援状態区分に該当する居宅要支援被保険者とみなすことができる。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第7条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により、兵庫県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第8条 市長は、通知別記1第2の1の(1)ア(コ)の例により、

高額介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

3 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けた居宅要支援被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた第1号事業費については、前2項の規定は、これを適用しない。

(第1号事業支給費の額の特例)

第9条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、伊丹市介護保険条例施行規則（平成12年伊丹市規則第38号）第4条から第5条までの規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者等は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(指定の申請及び更新)

第10条 法第115条の45の5の規定による指定申請及び法第115条の45の6の規定による指定の更新の申請は、市長が別に定める申請書及びその他必要な書類（以下「申請書類」という。）を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者（当該申請に係る法人の役員等を含む。次号から第6号まで及び第10号において同じ。）が、禁錮以上の刑に処せ

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 申請者が、法又は政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

(6) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（以下「聴聞の通知」という。）があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

(7) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消

しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

(8) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(9) 前号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、当該申請に係る法人の役員等が、聴聞の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(11) 申請者が伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

3 第1項の申請は、事業開始予定日又は更新予定日の60日前までに行うものとする。

（指定有効期間）

第 1 1 条 前条の指定を受ける事業者の指定期間は、指定のあった月から 6 年間とする。

(指定の取消し等)

第 1 2 条 市長は、法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その理由を付して、当該指定事業者に通知するものとする。

(廃止の届出等)

第 1 3 条 指定事業者は、当該第 1 号事業を廃止、又は休止しようとするときは、市長が別に定める申請書類を添付して行うものとする。

(変更の届出等)

第 1 4 条 指定事業者は、省令第 1 4 0 条の 6 3 の 5 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、市長が別に定める申請書類により届出を行うものとする。

2 前項の届出は、変更及び再開後 1 0 日以内に行うものとする。

3 前項の規定は、休止中の場合は適用しない。

(公示)

第 1 5 条 市長は、次に掲げる場合は遅滞なく、当該指定事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他次項で定める事項を公示しなければならない。

(1) 法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の指定をしたとき。

(2) 省令第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による第 1 号事業の廃止の届出があったとき。

(3) 法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 の規定により指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

2 前項における次項で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該指定事業者の名称

(2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定をし，第1号事業の廃止の届出の受理をし，又は指定を取り消した場合にあっては，その年月日

(4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては，その内容及びその期間

(5) 第1号事業の種類
(指導及び監査)

第16条 市長は，伊丹市総合事業の適切かつ有効な実施のため，伊丹市総合事業を実施する者に対して，指導及び監査を行うものとする。

(第1号事業の利用手続)

第17条 第1号事業を利用しようとする事業対象者は，市長が別に定める第1号介護予防支援事業の利用に係る届出書を市長に提出しなければならない。この場合において，当該事業対象者は，地域包括支援センターに当該提出に係る手続きを代わって行わせることができる。

2 省令第95条の2第1項による届出を行った事業対象者は，前項における届出書を提出したものとみなす。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか，伊丹市総合事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成29年11月1日から施行する。

(指定の期間の特例)

2 第10条の規定にかかわらず，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により第1号事業の指定を受けたとみなされた者が，法第115条の45の6第1項

に規定する更新の申請を初めて行う場合は、当該申請を行った者が指定を受けている法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第7項に規定する通所介護又は同条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業（当該第1号事業と同一の事業所において一体的に運営される場合に限る。）に係る指定期間の満了する日までの期間（当該期間で1年に満たない場合にあっては、当該期間に6年を加えた期間）とする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成30年4月2日より施行し、第5条第3項を加える改正規定は、平成30年8月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

1 従前相当訪問型サービス費及び3 従前相当通所型サービス費については、以下に掲げる他は、平成30年介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第031001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

なお、令和3年9月30日までの間は、1 従前相当訪問型サービス費のイからハ、2 基準緩和訪問型サービス費のイからハ、3 従前

相当通所型サービス費のイからロ， 4 基準緩和通所型サービス費のイからロ，及び5 介護予防ケアマネジメント費のイからハについて、それぞれの所定単位数の1001/1000に相当する単位数を算定する。

1 従前相当訪問型サービス費

イ 従前相当訪問型サービス費Ⅰ 268単位/回。

ただし， 1， 176単位/月を上限とする。

ロ 従前相当訪問型サービス費Ⅱ 272単位/回。

ただし， 2， 349単位/月を上限とする。

ハ 従前相当訪問型サービス費Ⅲ 287単位/回。

ただし， 3， 727単位/月を上限とする。

ニ 初回加算 200単位/月

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月

へ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イからホまでにより算定した単位数の137/1000

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イからホまでにより算定した単位数の100/1000

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イからホまでにより算定した単位数の55/1000

(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）(3)により算定した単位数の90/100

(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)により算定した単位数の80/100

ト 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからホまでにより算定した単位数の63/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからホまでにより算定し

た単位数の42 / 1000

注1 イからハまでについて、利用者に対して、従前相当訪問型サービス事業所（伊丹市第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年伊丹市要綱。以下「第1号訪問事業基準要綱」という。）第4条第1項に規定する従前相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の従事者（同項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、従前相当訪問型サービス（第1号訪問事業基準要綱第2条第1号に規定する従前相当訪問型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 従前相当訪問型サービスⅠ 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の従前相当訪問型サービスが必要とされた者

ロ 従前相当訪問型サービスⅡ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の従前相当訪問型サービスが必要とされた者

ハ 従前相当訪問型サービスⅢ 介護予防サービス計画等においてロに掲げる回数を超える従前相当訪問型サービスが必要とされた者（要支援2認定者又は事業対象者に限る。）

注2 ホの算定用件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準じる。

注3 共生訪問型サービス（第1号訪問事業基準要綱第2条第3号に規定する共生訪問型サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業を行う事業所（以下この注において「共生訪問型サービスを行う指定居宅介護事業所」という。）において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従事者基準」とい

う。) 第1条第4号, 第9号, 第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生訪問型サービスを行った場合は, 所定単位数の $70/100$ に相当する単位数を算定し, 共生訪問型サービスを行う指定居宅介護事業所において, 居宅介護従事者基準第1条第5号, 第10号又は第15号に規定する者が共生訪問型サービスを行った場合は, 所定単位数の $93/100$ に相当する単位数を算定し, 共生訪問型サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生訪問型サービスを行った場合は, 所定単位数の $93/100$ に相当する単位数を算定する。

注4 イからハまでについて, 従前相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは従前相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下「同一敷地建物等」という。)に居住する利用者又は従前相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して, 従前相当訪問型サービスを行った場合は, 所定単位数の $90/100$ に相当する単位数を算定する。

注5 イからハまでについて, 特別地域加算を算定する場合は, 所定単位数の $15/100$ に相当する単位数を加算する。

注6 イからハまでについて, 中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は, 所定単位数の $10/100$ に相当する単位数を加算する。

注7 イからハまでについて, 中山間地域等の地域居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は, 所定単位数の $5/100$ に相当する単位数を加算する。

注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は, 従前相当訪問型サービス費は, 算定しない。

注9 利用者が一の事業所において従前相当訪問型サービスを受け

ている間は、当該事業所以外の従前相当訪問型サービス事業所が従前相当訪問型サービスを行った場合に、従前相当訪問型サービス費は算定しない。

注10 へについて、厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号。以下同じ。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た従前相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、従前相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注11 トについて、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た従前相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、従前相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注12 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

2 基準緩和訪問型サービス費

イ 基準緩和訪問型サービス費Ⅰ 219単位／回。ただし、940単位／月を上限とする。

ロ 基準緩和訪問型サービス費Ⅱ 219単位／回。ただし、1,889単位／月を上限とする。

ハ 基準緩和訪問型サービス費Ⅲ 219単位／回。ただし、2,837単位／月を上限とする。

ニ 初回加算 200単位／月

ホ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イからニまでにより算定した単位数の137／1000
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イからニまでにより算定した単位数の100／1000
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イからニまでにより算定した単位数の55／1000
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）(3)により算定した単位数の90／100
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)により算定した単位数の80／100

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからニまでにより算定した単位数の63／1000
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからニまでにより算定した単位数の42／1000

注1 イからハまでについて、利用者に対して、基準緩和訪問型サービス事業所（第1号訪問事業基準要綱第45条第1項に規定する基準緩和訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の従事者（同項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、基準緩和訪問型サービス（第1号訪問事業基準要綱第2条第2号に規定する基準緩和訪問型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 基準緩和訪問型サービスⅠ 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の基準緩和訪問型サービスが必要とされた者
- ロ 基準緩和訪問型サービスⅡ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の基準緩和訪問型サービスが必要とされた者
- ハ 基準緩和訪問型サービスⅢ 介護予防サービス計画等においてロに掲げる回数を超える基準緩和訪問型サービスが必

要とされた者（要支援2認定者又は事業対象者に限る。）

注2 イからハまでについて、基準緩和訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは基準緩和訪問型サービス事業所と同一の建物（以下「同一敷地建物等」という。）に居住する利用者又は基準緩和訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、基準緩和訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の $90/100$ に相当する単位数を算定する。

注3 イからハまでについて、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に所在する基準緩和訪問型サービス事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が基準緩和訪問型サービスを行った場合は、特別地域基準緩和訪問型サービスとして、1月につき所定単位数の $15/100$ に相当する単位数を加算する。

注4 イからハまでについて、厚生労働大臣が定める中間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下同じ。）第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月あたりの実利用者数が5人以下である基準緩和訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が基準緩和訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の $10/100$ に相当する単位数を加算する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準緩和訪問型サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の事業所において基準緩和訪問型サービスを受けている間は、当該事業所以外の基準緩和訪問型サービス事業所が基準緩和訪問型サービスを行った場合に、基準緩和訪問型サービ

ス費は算定しない。

注7 ニについて、当該事業所において、基準緩和訪問型サービス計画書（第1号訪問事業基準要綱第47条第1項に規定する基準緩和訪問型サービス計画書をいう。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の基準緩和訪問型サービスを行った日の属する月に基準緩和訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注8 ホについて、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た基準緩和訪問型サービス事業所が、利用者に対し、基準緩和訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注9 ヘについて、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た基準緩和訪問型サービス事業所が、利用者に対し、基準緩和訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注10 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

3 従前相当通所型サービス費

イ 従前相当通所型サービス費Ⅰ 384単位／回。ただし、1、672単位／月を上限とする。

ロ 従前相当通所型サービス費Ⅱ 395単位／回。ただし、3、4

28 単位／月を上限とする。

ハ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位／月

ニ 運動器機能向上加算 225 単位／月

ホ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位／月

ヘ 栄養アセスメント加算 50 単位／月

ト 栄養改善加算 200 単位／月

チ 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算 (I) 150 単位／月

(2) 口腔機能向上加算 (II) 160 単位／月

リ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算 (I) 480 単位／月

(2) 選択的サービス複数実施加算 (II) 700 単位／月

ヌ 事業所評価加算 120 単位／月

ル サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

イ 従前相当通所型サービス I 88 単位／月

ロ 従前相当通所型サービス II 176 単位／月

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

イ 従前相当通所型サービス I 72 単位／月

ロ 従前相当通所型サービス II 144 単位／月

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

イ 従前相当通所型サービス I 24 単位／月

ロ 従前相当通所型サービス II 48 単位／月

ヲ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位／月

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位／月

ワ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位／月

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位／月

カ 科学的介護推進体制加算 40 単位／月

ヨ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イからヲまでにより算定した単位数の $59 / 1000$
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イからヲまでにより算定した単位数の $43 / 1000$
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イからヲまでにより算定した単位数の $23 / 1000$
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）(3)により算定した単位数の $90 / 100$
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)により算定した単位数の $80 / 100$

タ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからヲまでにより算定した単位数の $12 / 1000$
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからヲまでにより算定した単位数の $10 / 1000$

注1 イからロまでについて、従前相当通所型サービス事業所（伊丹市第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年伊丹市要綱。以下「第1号通所事業基準要綱」という。）第4条第1項に規定する従前相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、従前相当通所型サービス（通所事業基準要綱第2条第1号に規定する従前相当通所型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 従前相当通所型サービスⅠ 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の従前相当通所型サービスが必要とされた者（要支援1認定者又は事業対象者に限る。）
- ロ 従前相当通所型サービスⅡ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の従前相当通所型サービスが必要とされた者（要支援2認定者又は事業対象者に限る。）

注2 イからロまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注3 イからロまでについて、看護又は介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注4 共生通所型サービス（第1号通所事業基準要綱第2条第3号に規定する共生通所型サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生通所型サービスを行った場合は、所定単位数の $93/100$ に相当する単位数を算定し、共生通所型サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生通所型サービスを行った場合は、所定単位数の $95/100$ に相当する単位数を算定し、共生通所型サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この注において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生通所型サービスを行った場合は、所定単位数の $90/100$ に相当する単位数を算定し、共生通所型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身

障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生通所型サービスを行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定する。

注5 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た共生通所型サービス事業所において、注3を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日つき13単位を所定単位数に加算する。

イ 生活相談員を1名以上配置していること。

ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

注6 イからロまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を加算する。

注7 イからロまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に対し、従前相当通所型サービスを行う場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

(1) 従前相当通所型サービスⅠ 376単位

(2) 従前相当通所型サービスⅡ 752単位

注8 ハ、ニにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注9 ホについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護費における若年性認知症利用者受入加算の取り扱いに準ずる。

注10 ヘについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護費にお

ける栄養アセスメント加算の取り扱いに準ずる。

注1 1 トについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護費における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注1 2 チについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取り扱いに準ずる。

注1 3 ルについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取り扱いに準ずる。

注1 4 ヲについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護費における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注1 5 ワについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注1 6 カについては、令和3年度介護報酬改定後の通所介護費における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。

注1 7 ヨについて、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た従前相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、従前相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注1 8 タについて、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た従前相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、従前相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注1 9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介

護を受けている間は，従前相当通所型サービス費は，算定しない。

注 2 0 利用者が一の事業所において従前相当通所型サービスを受けている間は，当該事業所以外の従前相当通所型サービス事業所が従前相当通所型サービスを行った場合に，従前相当通所型サービス費は算定しない。

注 2 1 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算，サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算は，支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

4 基準緩和通所型サービス費

イ 基準緩和通所型サービス費Ⅰ 306単位/回。ただし，1，338単位/月を上限とする。

ロ 基準緩和通所型サービス費Ⅱ 306単位/回。ただし，2，652単位/月を上限とする。

ハ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イからロまでにより算定した単位数の59/1000

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イからロまでにより算定した単位数の43/1000

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イからロまでにより算定した単位数の23/1000

(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）(3)により算定した単位数の90/100

(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)により算定した単位数の80/100

ニ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからロまでにより算定した単位数の12/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからロまでにより算定した単位数の10/1000

注 1 イからロまでについて，基準緩和通所型サービス事業所（通

所事業基準要綱第23条第1項に規定する基準緩和通所型サービス事業所をいう。)において、基準緩和通所型サービス(通所事業基準要綱第2条第2号に規定する基準緩和通所型サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 基準緩和通所型サービスⅠ 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の基準緩和通所型サービスが必要とされた者(要支援1認定者又は事業対象者に限る。)

ロ 基準緩和通所型サービスⅡ 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の基準緩和通所型サービスが必要とされた者(要支援2認定者又は事業対象者に限る。)

注2 イからロまでについて、当該基準緩和通所型サービスの月平均の利用者の数(基準緩和通所型サービス事業者(通所事業基準要綱第23条第1項に規定する基準緩和通所型サービス事業者をいう。以下同じ。))が指定通所介護事業者の指定若しくは第1号通所事業の指定又はその双方の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業及び第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所介護の利用者の数及び第1号通所事業の利用者の数の合計数)が市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合は、イからロまでにより算定した単位数の70/100に相当する単位数を算定する。

注3 第1号通所事業基準要綱第23条に規定する従事者の員数をおいていない場合は、イからロまでにより算定した単位数の70/100に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準緩和通所型サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の事業所において基準緩和通所型サービスを受けている間は、当該事業所以外の基準緩和通所型サービス事業所が

基準緩和通所型サービスを行った場合に、基準緩和通所型サービス費は算定しない。

注6 イからロまでについて、基準緩和通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は基準緩和通所型サービス事業所と同一建物から当該基準緩和通所型サービス事業所に通う者に対し、基準緩和通所型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 基準緩和通所型サービスⅠ 376単位

(2) 基準緩和通所型サービスⅡ 752単位

注7 ハについて、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注8 ニについて、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、各号に掲げるその他の加算は算定しない。

注9 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

5 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費 A 438 単位

ロ 介護予防ケアマネジメント費 B 306 単位／回

ハ 介護予防ケアマネジメント費 C（初回のみ） 306 単位／回

ニ 初回加算 300 単位／月

ホ 委託連携加算 300 単位／月

注1 ニについては、介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントを提供する事業所をいう。以下同じ。）において、新規にケアプラン（介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画に相当するものをいう。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合について、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

注2 ホについては、介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。